

契約保証証書及び前払金保証証書の電子化について

本市は、受注者の契約事務における負担軽減及び効率化を目的とし、建設工事及び測量・設計等の工事関係業務委託における契約保証及び前払金保証（中間前払金含む）について、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取り扱いを、以下のとおり開始します。

なお、紙による保証証書についても従前のとおり提出可能です。

1 電子化が可能となる保証証書

保証の種類	証書等の種類	保証機関
契約保証	契約保証証書	保証事業会社※ ¹
	公共工事履行保証証券	損害保険会社※ ²
	履行保証保険証券	
前払金保証 （中間前払金含む）	前払金保証証書	保証事業会社※ ¹

※¹ 東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)、北海道建設業保証(株)

※² 証券の電子化が可能な保険会社か確認が必要

2 対象契約

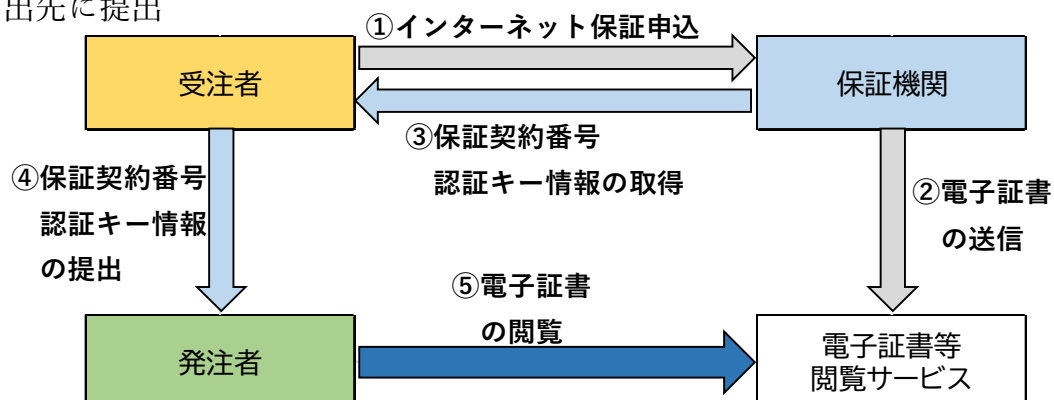
令和 6 年 9 月 2 日改正の本市工事請負契約約款又は公共土木設計業務等標準委託契約約款※³を用いて契約を締結する契約

※³ 保証の電子化に対応する改正がされたもの。上下水道局、交通局を含む。

3 提出方法

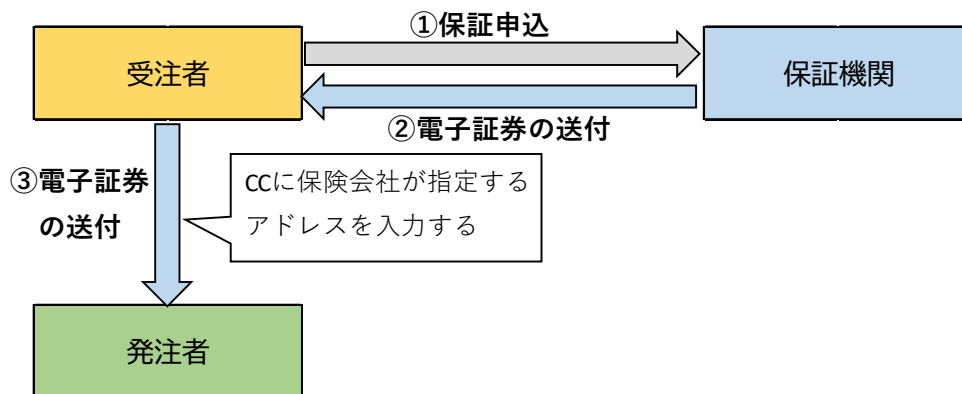
(1) 保証事業会社の場合

保証事業会社より発行された保証契約番号及び認証キーを契約担当課が指定する提出先に提出



(2) 損害保険会社の場合

発行された PDF 証券（証券）を電子メールに添付し、CC に保険会社から指定されたアドレスを入力して、契約担当課が指定するアドレスに送付



※損害保険会社から直接契約担当課へ PDF 証券がメール提出される場合、その旨を契約担当課へ伝達いただいたうえ、パスワードをメール提出してください。

※損害保険会社が電子証券等閲覧サービスを導入した場合、取扱いが変更になる可能性があります。

4 その他

- ・電子証券等の申込及び提出方法等については、各保証事業会社又は保険会社にお問い合わせください。
- ・個別の契約ごとの提出先等については、各契約担当課にお問い合わせください。
- ・従来通り、契約保証金は来庁のうえ納付書の受け取り、金融機関の保証は保証書の原本の提出が必要です。